

令和7年12月

荷主企業等 各位

公益社団法人鹿児島県トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正について（要請）

平素より物流の円滑な運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の物流業界におきましては、契約書に明記されていない附帯作業（積込み、荷下ろし作業等）の依頼や長時間の待機が発生する事例等が散見されております。これらは本来、運送契約の範囲を超える作業であり、運転者の労務負担や安全リスクの増大、さらには運行効率の低下を招く要因となっております。

ご承知のとおり、国土交通省は2003年以降「標準運送約款」の改正を重ね、附帯作業や待機時間等については「運賃」と区分して「料金」として、別建てで収受できる仕組みを整備しております。2018年6月には、厚生労働省をはじめとする関係機関・団体が6者連名により「適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い」として、荷主が主体となって取引環境を見直すよう要請がなされました。

その後、2019年の「物流の適正取引推進ガイドライン」、2020年に導入された「標準的な運賃制度」において、無償の附帯作業や長時間待機等は不適正な取引慣行として明確に是正を求めています。加えて2024年4月以降は働き方改革関連法に基づき、運転者の時間外労働の上限規制が適用されましたが、これらの問題解決のためには業務範囲の明確化と取引の適正化が重要であると考えております。

このような社会的背景を踏まえ、国土交通省では令和5年7月に全国で「トラック・物流Gメン」を創設し、トラック事業者への情報収集や荷主への調査を行い、荷主企業・元請事業者に起因する違反原因行為（「長時間の荷待ち」、「契約にない付帯作業」、「運賃料金の不当な据え置き」、「過積載運行の指示」、「無理な運行依頼」等）があった場合には、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への是正指導（「働きかけ」「要請」）を行うこととしております。

つきましては、これらのリーフレット等を送付いたしますので、趣旨をご理解いただき、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けてのご対応を要請いたします。

なお、附帯作業が必要な場合や待機が避けられない場合には、改めて契約条件や料金について運送事業者と協議の上、適正にご対応をお願い申し上げます。

持続可能な物流の確立のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ
(公社)鹿児島県トラック協会 適正化事業課
TEL 099-821-5858